長岡京市病児・病後児保育事業運営助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、長岡京市病児・病後児保育事業実施要綱に基づき、病児・病後 児保育事業を実施するため施設の整備及び運営をする医療法人、社会福祉法人、医 師その他市長が適当と認める者(以下「法人等」という。)に対し、当該事業に要 する経費について長岡京市補助金等交付規則(昭和57年長岡京市規則第8号)及 びこの要綱の規定に基づき、予算の範囲内で助成金を交付することについて必要な 事項を定めるものとする。

(助成の対象)

第2条 市長は、長岡京市病児・病後児保育事業実施要綱に基づき、病児・病後児保 育を市内において、実施運営する法人等に助成金を交付するものとする。

(助成金の額等)

第3条 助成金の額は、当該会計年度における病児・病後児保育事業実施内容により、 当該会計年度の子ども・子育て支援交付金交付要綱別紙に定める額とする。

(交付申請等)

- 第4条 助成金の交付を受けようとする法人等(以下「申請者」という。)は、あらかじめ長岡京市病児・病後児保育事業運営助成金交付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。
 - (1) 病児·病後児保育実施計画書
 - (2) 保育室の平面図(部屋面積を明記したもの)及び立面図
 - (3) 収支予算書
 - (4) その他市長が必要と認める書類
- 2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めた ときは、助成金の交付を決定し、長岡京市病児・病後児保育事業運営助成金交付決 定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(変更交付申請等)

- 第5条 この助成金の交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更して交付申請を行う場合には、長岡京市病児・病後児保育事業運営助成金変更交付申請書(様式第3号)に次に掲げる書類を添えて、当該年度の12月末日までに市長に提出しなければならない。
 - (1) 病児・病後児保育利用状況見込書(月別及び市内、市外在住者別利用件数見込)
 - (2) その他市長が必要と認める書類
- 2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めた ときは、助成金の変更交付を決定し、長岡京市病児・病後児保育事業運営助成金変 更交付決定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(実績報告等)

- 第6条 前2条の規定により助成金の交付決定又は変更交付決定を受けた者(以下「交付対象者」という。)は、当該年度の助成事業終了後10日以内又は3月31日のいずれか早い日までに長岡京市病児・病後児保育事業実績報告書(様式第5号。以下「報告書」という。)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。
 - (1) 病児・病後児保育利用状況 (月別及び市内、市外在住者別利用件数)
 - (2) 収支決算書
 - (3) その他市長が必要と認める書類

(確定通知)

第7条 市長は、前条の規定による報告書の提出があったときは、当該報告書の審査 等を行い、助成金の交付決定の内容に適合すると認めたときは、速やかに助成金の 額を確定し、長岡京市病児・病後児保育事業運営助成金確定通知書(様式第6号) により交付対象者に通知するものとする。

(助成金の請求及び交付)

- 第8条 前条の規定による確定通知を受けた交付対象者は、長岡京市病児・病後児保 育事業運営助成金請求書(様式第7号)を市長に提出するものとする。
- 2 市長は、前項の規定により請求を受けた場合には、当該交付対象者に対し、助成 金を交付するものとする。

(交付の特例)

- 第9条 市長は、交付対象者のうち、特に必要があると認めたものに対して、前条の 規定にかかわらず、その事業の施行前又は施行中に助成金を概算交付することがで きる。
- 2 前項の規定による概算交付を受けようとする交付対象者は、長岡京市病児・病後 児保育事業運営助成金概算交付請求書(様式第8号)に第4条第2項の交付決定通 知書又は第5条2項の規定により変更交付決定を受けている場合においては同項の 変更交付決定通知書の写しを添付し、市長に提出しなければならない。

(助成金等の返還)

- 第10条 市長は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付決定を取り消し、又は助成金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。
 - (1) 交付対象者の責に帰すべき理由により、病児・病後児保育事業を実施しないとき。
 - (2) 基準を満たす病児・病後児保育が実施できないとき。
 - (3) 偽りその他不正な手段により助成金の交付決定を受けたとき。
 - (4) 助成金を他の用途に使用したとき。

- 2 市長は、第8条第2項の規定により助成金の交付を受けた場合において、助成金 交付済額が実績報告に基づく必要な補助額を超えたときは、当該交付対象者に対し て、その差額を返還させることができる。
- 3 交付対象者は、前項の規定により助成金の全部又は一部の返還の命令を受けたと きは、その命令を受けた日の翌日から起算して3月以内に助成金を返還しなければ ならない。

(延滞金)

第11条 交付対象者は、正当な理由がなく助成金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、その未納額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を支払わなければならない。

(書類の備付け)

第12条 交付対象者は、病児・病後児保育事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした書類を備え、5年間保存しなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成20年9月22日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年10月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年10月1日から施行し、改正後の長岡京市病児・病後児保育事業運営助成金交付要綱の規定は、平成28年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

申請者 住所 電話

長岡京市病児・病後児保育事業運営助成金交付申請書

長岡京市病児・病後児保育事業運営助成金交付要綱第4条第1項の規定により次のとおり助成金の交付を申請します。

設置場所	長岡京市							
	定員:	人						
内容								
病児・病後児保育事								
業		年	月	日	\sim	年	月	日
実施期間(予定)								
助成金交付申請額							円	
	(1) 病児	• 病後児	保育実	施計画	書			
	(2) 病児	• 病後児	保育室	の平面	図(部)	屋面積を明記	己したも	の)
添付書類	及び立	5面図						
	(3) 収支音	予算書						
	(4) その作	也市長が	必要と	認める	書類			

 第
 号

 年
 月

 日

様

長岡京市長

長岡京市病児・病後児保育事業運営助成金交付決定通知書

年 月 日付で申請のありました助成金について、長岡京市病児・病後児保育事業運営助成金交付要綱第4条第2項の規定により次のとおり決定したので通知します。

住 所	
団体名	
設置場所	長岡京市
交付決定額	

申請者 住 所 電 話

長岡京市病児・病後児保育事業運営助成金変更交付申請書

長岡京市病児・病後児保育事業運営助成金交付要綱第5条第1項の規定により既に決定された助成金額について次のとおり変更交付を申請します。

設置場所	長岡	京市							
内容	定員	:	人						
病児・病後児保育事業 実施期間(予定)			年	月	目	~	年	月	日
既助成金交付決定額								P.]
助成金変更交付申請額								F]
添付書類	信	主者別	病後児 J利用件 J市長が	数見込)		書(月別及で	《市内、	市外在

 第
 号

 年
 月

 日

様

長岡京市長

長岡京市病児・病後児保育事業運営助成金変更交付決定通知書

年 月 日付で申請のありました助成金について、長岡京市病児・病後児保育事業運営助成金交付要綱第5条第2項の規定により次のとおり変更決定したので通知します。

住 所	
団体名	
設置場所	長岡京市
変更交付決定額	

申請者

住 所

電 話

長岡京市病児・病後児保育事業実績報告書

年 月 日付で交付決定通知のあった病児・病後児保育事業が完了しましたので、長岡京市病児・病後児保育事業運営助成金交付要綱第6条の規定により提出します。

設置場所	長岡京市									
病児·病後児保育事業実施期 間	年 月 日 ~ 年 月 日									
	(1) 病児·病後児保育利用状況									
添付書類	月別及び市内、市外在住者別利用件数									
你们 音規	(2) 収支決算書									
	(3) その他市長が必要と認める書類									

 第
 号

 年
 月

 日

様

長岡京市長

長岡京市病児・病後児保育事業運営助成金確定通知書

年 月 日付で実績報告のあった助成金について、長岡京市病児・病後児保育事業運営助成金交付要綱第7条の規定により、次のとおり額を確定したので通知します。

住所	長岡京市	
団体名		
設置場所	長岡京市	
助成金確定額		円

請求者 住 所 電 話

長岡京市病児·病後児保育事業運営助成金請求書

年 月 日付で交付決定の通知があった標記の助成金について、長岡京市 病児・病後児保育事業運営助成金交付要綱第8条の規定により、次のとおり助成金の交付 を請求します。

助成金請求額	金	円
助成金交付決定額(A)	金	円
概算交付済額 (B)	金	円
未交付額(A-B)	金	円

上記助成金の交付については、下記の口座振替を依頼します。

振込金融機関名	銀行・信用金庫 農協・信用組合	本店支店
預金種類	普通•当座	
口座番号		
フリガナ		
口座名義人		

請求者

住 所

電 話

長岡京市病児・病後児保育事業運営助成金概算交付請求書

年 月 日付で交付決定の通知があった標記の助成金について、長岡京 市病児・病後児保育事業運営助成金交付要綱第9条第2項の規定により、次のとおり助成 金の概算交付を請求します。

助成金交付決定額	円
助成金請求額	円
概算交付が必要な理由	

上記助成金の交付については、下記の口座振替を依頼します。

たい ひ頭 機 間 夕	銀行	•	信用金庫					本店
振込金融機関名	農協	•	信用組合				支店	
預金種類		普	通	•	当	座		
口座番号								
フリガナ								
口座名義人								